

不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為(判断)とは異なる行為(判断)を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成22年9月9日に不適合管理委員会で審議された不適合事象は、下記のとおりです。

区分 : 該当なし

区分 : 該当なし

区分 : 該当なし

その他 : 11 件

NO.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	1号機	原子炉格納容器内ベージング用電線管(機器ハッチ右上に布設)において、電線管接続部に外れが認められたため、当該電線管を点検補修。	G	
2	1号機	補機冷却海水系海水供給ポンプ(A)出口逆止弁点検時、アームに損傷が認められたため、当該弁を交換。	G	
3	1号機	電気式油圧制御装置高圧油ポンプ(A)圧力調整用ハンドルロックナットにおいて、ネジ山損傷による締め付けができないため、当該ロックナットを交換。	G	
4	1号機	残留熱除去系(B)水張り後の漏えい確認時、停止時冷却配管安全弁ガスケット部(2箇所)ににじみが認められたため、当該ガスケットを交換。	G	
5	1号機	取水設備スクリーン洗浄水圧カススイッチ元弁において、ハンドル破損が認められたため、当該弁を交換。	G	
6	1号機	弁グランド部封水系復旧時、第5給水加熱器(A)抽気逆止弁の弁グランド部封水系配管継ぎ手部から水漏れが認められたため、当該配管継ぎ手部を締め付け及び対応検討。	G	
7	4号機	主変圧器エレファント部(黒相・赤相)の接地線端子部において、過熱が認められたため、対応検討。	G	
8	4号機	復水脱塩装置脱塩塔(A)入口流量積算計において、不具合(カウント動作しない、カウントリセットできない)が認められたため、当該積算計を点検修理。	G	
9	1.2号廃棄物処理設備	高電導度廃液系濃縮器(B)パプラ管セット空気作動弁閉操作時、電磁弁動作不良(弁が閉しない)が認められたため、当該電磁弁を点検補修。	G	
10	3.4号廃棄物処理設備	足場材搬出時、廃棄物処理建屋3階の搬出入口シャッターとジブクレーンが接触しシャッター損傷が認められたため、当該シャッターを修理。	G	
11	その他	福島第一にて確認された「原子炉圧力容器最低使用温度の評価の誤りについて」の内容を受けて、福島第二を確認したところ、一部のプラントの応力拡大係数(K1)算出用計算式に誤りがあることが認められたため、再評価すると共に対応検討。	G	